

翠紅館、送陽亭、翠紅庵・胡盧庵	
保存建築物登録年	平成28年
対象建築物となる根拠	条例第2条第2項第1号キ
概要・活用方法等	翠紅館は2階を撤去し、オリジナルの状態に復元。翠紅庵、胡盧庵は送陽亭の東へ移転させ、かつ、送陽亭と接続し、飲食店用途として活用を図る。
工事種別	増築、移転、保存に影響を及ぼす行為



外観（送陽亭、翠紅庵・胡盧庵）

1. 事例の概要

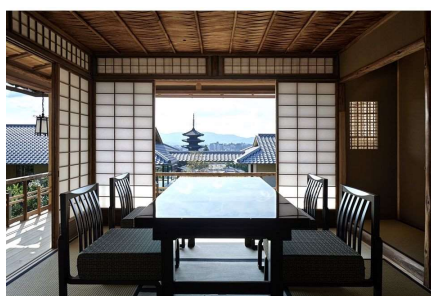
建物概要	活用前	活用後
主要用途	飲食店・料理店	ホテル（飲食店）
構造／階数	翠紅館：木造2階建て 送陽亭：木造平家建て 翠紅庵・胡盧庵：木造平家建て	翠紅館：木造平家建て 送陽亭、翠紅庵・胡盧庵：木造平家建て
建築面積／延べ面積	（保存建築物合計） 504.95㎡／575.22㎡	（保存建築物合計） 561.07㎡／539.34㎡
建築年	翠紅館：1915年（大正4年）、送陽亭：明治～大正、 翠紅庵・胡盧庵：1918年（大正7年）	
用途地域／防火地域	第二種住居地域／法第22条区域	
意匠設計者	株式会社竹中工務店大阪一級建築士事務所 松田 知也 氏	
構造設計者	株式会社竹中工務店大阪一級建築士事務所 西崎 隆 氏	

2. 歴史的建築物の保存活用に当たり適合が困難だった主な規定と代替措置

条項	適合困難だった主な規定	安全性確保のための主な代替措置
法第20条	政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	劣化部分の健全化、耐震改修工事
法第21条	高さ13m又は軒の高さが9mを超えるため、主要構造部を耐火構造とする必要がある。	
法第27条	耐火構造とする必要がある。	【ハード面での措置】 自動火災報知設備の設置、感震ブレーカーの設置、非常放送設備の設置、消火器及びスプリンクラー設備の設置、誘導灯及び非常用照明の設置、厨房周りの不燃化 等 【ソフト面での措置】 火器使用場所の限定、喫煙場所の指定、従業員による自衛消防隊の組織、定期的な避難訓練、火災通報訓練及び消火訓練の実施、緊急連絡一覧表の作成 等
法第35条（令第126条の2、3）	排煙口を不燃材料とする必要がある。	
法第35条の2（令第128条の5）	天井及び壁の仕上りを準不燃材料又は難燃材料とする必要がある。	
法第36条（令第21条）	居室の天井の高さを2.1m以上とする必要がある。	
法第36条（令第114条）	防火上必要な間仕切り壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達する必要がある。	



送陽亭内観



スプリンクラー設備 等

